

# 安来市給水装置工事施工説明資料

【掲載場所】安来市HPトップ→暮らし→まちづくり→上下水道→上水道→事業者向け情報  
<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/machizukuri/jogesuido/josuido/jigyosha.html>



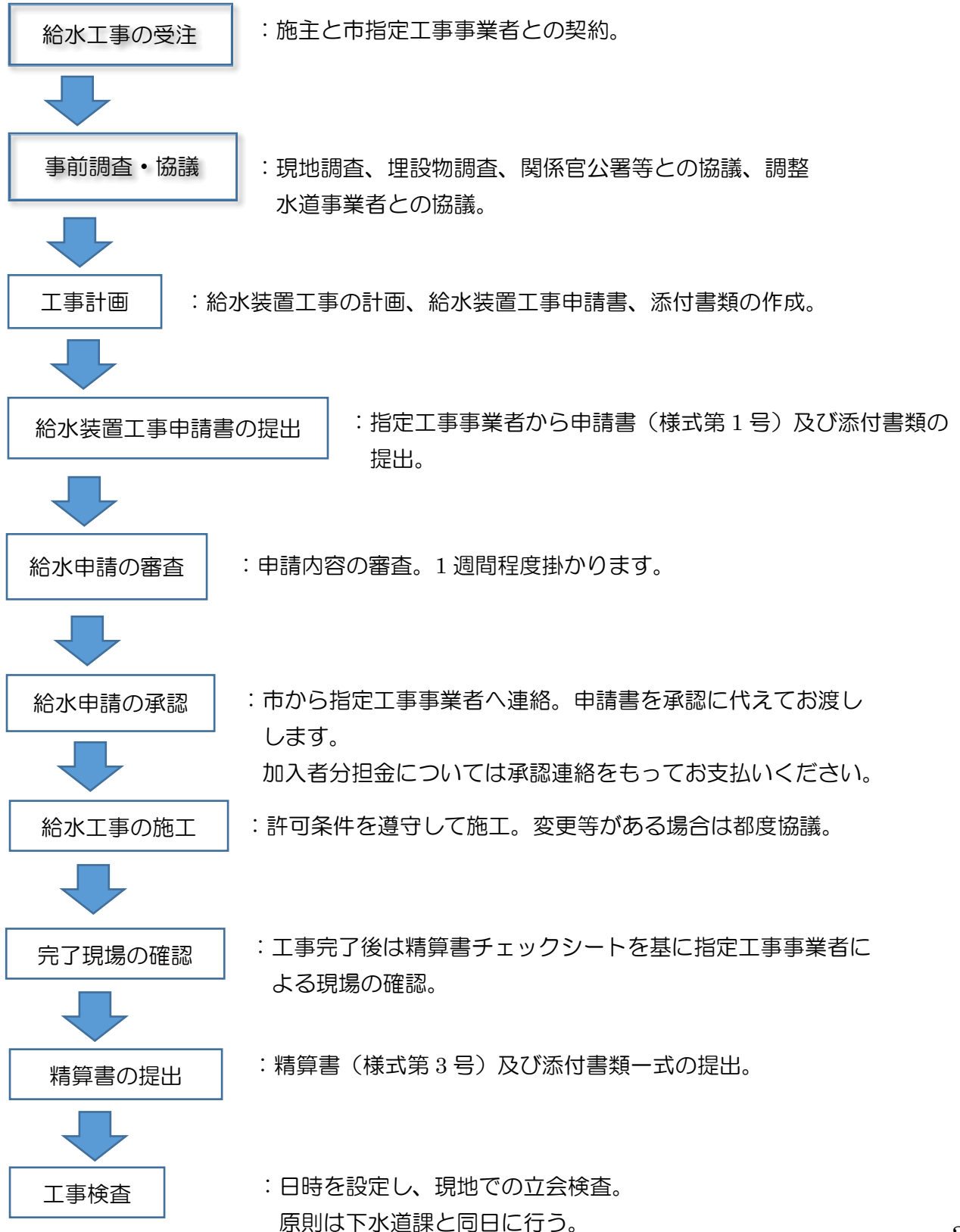
令和8年4月改訂

## 目 次

①給水装置工事申請の流れ	……P3
②申請書の提出(工事開始前)	……P4
③申請の承認(許可証)	……P7
④工事施工について	……P7
⑤取出し口径、敷地内立ち上げ位置について	……P8
⑥1次止水栓設置について	……P8
⑦メーター規格について	……P8
⑧メーターの設置等について	……P9
⑨メーターボックス規格・設置等について	……P9
⑩止水栓(量水器直結)について	……P10
⑪精算書の提出	……P11
⑫水圧試験について	……P12
⑬現地検査	……P13
⑭その他	……P13
⑮参考資料	……P14

## ①【給水装置工事申請の流れ】

給水装置工事の申請から精算までは下記の流れで行う。



## ②【申請書の提出(工事開始前)】

### 提出書類一覧

- (1) 給水装置工事申請書 (様式第1号)
- (2) 図面 (縮尺 1/100)
- (3) 使用材料確認申請書 (様式第2号)
- (4) 工程表 (任意様式)
- (5) 承諾書 (様式第4～12号)
- (6) 仮設・工所用閉開栓受付書 (HP掲載のものを使用)
- (7) 給水申込書・中止届 (様式第14・18号)
- (8) 量水器保管証書 (様式第17号)
- (9) 給水装置所有権異動届 (様式第21号)

※(1)～(4)は必ず提出してください。

#### (1) 給水装置工事申請書(給水装置工事許可の為に提出)

- ・特別な事情の無い限り事前着工は認めない。
- ・紙は普通紙を使用する。
- ・申請書は給水装置一件につき1部必要。
- ・新規に加入者分担金が必要な場合は、税込み金額を間違えずに記入すること。

#### (2) 図面

- ・平面図の縮尺は100分の1とする。
- ・既設管は青色、施工箇所は赤色。
- ・井戸配管は緑等使用し、分かりやすくすること。
- ・メーター移設がある場合は移設前の位置に青色で記入しておく。原則は申請書の裏面に図面を記入するが、収まらない場合は別紙でも可とする。

#### (3) 使用材料確認申請書

- ・メーター一次側・二次側の使用材料を全て記入。
- ・申請内容によっては、別途仕様書の提出をしていただく場合があります。

#### (4) 工程表(様式は自由)

- ・工程が3日以内は省略可

#### (5) 承諾書

各承諾書は最終的に精算書に添付するため取り外しが容易なようにしておくこと。

承諾書一覧

名称	内容
支管分岐承諾書	他人の給水管 1 次側より分岐する場合。 共同管で複数人いる場合は全員分の承諾書が必要。 給水管二次側より分岐する場合は市メーターの設置は出来ない。
土地使用承諾書	他人の土地に給水管を埋設する場合。 土地所有者と給水装置所有者(申請者)が異なる場合。 土地が複数人にわたる場合、対象地分の全員必要。
赤水出水承諾書	鋼管を使用する場合。または施工により赤水発生のある場合。
出水不良承諾書	φ 13m/m で 12 栓以上、φ 20m/m で 20 栓以上の場合提出。 栓数には給湯器 (GV) も含む。共同管は関係する住戸を含めた栓数で判断する。 施工箇所等の条件により、その恐れがある場合。
タンクレス承諾書	φ 13 メーターでタンクレス洗浄便器を使用する場合は提出。 給水管口径 φ 20m/m 以上は不要
官地使用における承諾書	2 次側給水管を官地に配管する場合。
スプリンクラー設置における承諾書	直圧式のスプリンクラーを設置する場合。
給水装置維持管理確認書	建物解体等に伴い、メーターを外して閉栓状態が継続する場合。(分水栓からメーター止水栓までの管理)
給水装置廃止についての確認書	所有者の意思に基づき、給水装置を将来に渡って使用しない旨がある場合。(権利の廃止) 廃止は本管分岐部分(サドル・チーズ分岐)からの止水施工処理が必要です。 ※再設置には新規に分担金が必要となります。
浄水器・活水器等設置申請書	給水装置に浄水器・活水器等を付ける場合。または類似する材料を使用する場合。 ※使用材料の仕様書を添付すること。
新設受水槽承諾書	新設で受水槽を設置する場合、全ての受水槽が対象。 ※10m <sup>3</sup> 以上は併せて、「簡易専用水道設置届」・「施設概要書」が必要です。 入れ替える場合は「変更届」、廃止する場合は「廃止届」を提出してください。

(6) 仮設・工事用閉開栓受付書

- ・建物の新築・解体において仮設の場合または工事用給水がある場合は提出。
- ・工事用水使用料の請求先住所、宛名、連絡先は必ず記入すること。

(7) 給水申込書・中止届

- ・給水申込書は工事の承認とは関係無しに、新規開栓 or 閉栓 or 現在閉栓中で再開栓が必要な場合は申請書提出時に提出。  
※アパート新設の場合は散水栓のみ大家名で提出が必要。
- ・開栓中から仮設・工事用開栓に切り替える場合は、中止届を提出し受理してから切り替えます。その際は中止日及びメーター指針を必ず記入すること。

(8) 量水器保管証書

- ・新規メーターの設置が伴う場合に提出。  
(アパートはメーター設置箇所数分提出)  
賃貸借の場合もあるので、あくまで所有者で記名・押印又は署名すること。
- ・売買、相続等により所有権異動があった場合に新所有者のもので提出。
- ・メーター口径の変更があった場合に提出。
- ・所在地図を必ず添付すること。設置してある建物がどこにあるか分かる縮尺のものを貼り付けること。

(9) 給水装置所有権異動届

- ・給水装置には所有権があります。土地の売買等でそれまでの所有者から登記等の手続きを経て名義が変更となる場合に提出。
- ・前所有者が死亡等の理由により記名・押印又は署名が出来ない場合は、前所有者欄は空白とし登記簿・売買契約書等の異動事実が分かるものをもって確認とするので、異動届に添付すること。

### ③【申請の承認(許可証)】

(1)申請書受付から承認までは1週間程度掛かります。早めの提出をお願いします。

(2)事前着工は認めません。(急を要する場合は必ず協議すること)

(3)承認後は水道課より許可連絡をします。併せて「許可条件」も添付しますので、必ず内容の確認をすること。許可条件の確認不足及び協議等が無い場合の施工は手直し工事の対象となります。

(4)加入者分担金の納入を伴う申請は納入と引き換えに許可証を交付します。  
※加入者分担金の納付に時間が掛かる場合は、許可条件の控えを渡します。

(5)承認された翌月に申請の審査にかかる手数料及び工事の竣工検査にかかる手数料を下表のとおり請求します。  
請求書を郵送しますので、納付期限までにお支払いください。  
※審査手数料・検査手数料は同時に請求させていただきます。

審査手数料	1件につき2,000円
検査手数料	1件につき2,000円

### ④【工事施工について】

(1)本管より給水管を分岐する場合は、埋設部が国道、県道、市道、農道等か事前に必ず調査しておくこと。

また、それぞれの舗装構成、通行規制等があるので、管理者に事前に協議を行い、諸条件を確認し、施工承認を得てから施工を行うこと。

- 水路横断の配管布設は、地区によって農事・水理組合管理者も関係するので確認し、後にトラブルの無いように協議しておくこと。
- 国道・県道は市から道路管理者へ提出する書類もあるので、一定の期間が必要となります。別途提出指示をする書類もあるので、早めの計画をしてください。

(2)新規に本管より給水管を分岐する場合は原則、水道課職員が立ち会います。

日時については事前(3~4日前)に連絡または協議すること。当日は不可。

また、取出し位置のオフセットを必ずとっておくこと。基準点は電柱、水道蓋、廃屋等の消失・移転が短い期間で伴うものは避け、将来に渡って取り壊しや損失しないものを基準とすること。

(3)申請時と計画が変わる時は事前に協議すること。協議無く変更をした場合、手直し工事をしていただきます。

(4)切替等の断水を伴う内容で、水道本管の仕切弁操作が必要なものは安来市が行います。

現場周辺の配水状況によっては時間指定等がありますので、事前協議を十分に行ってください。

## ⑤【取り出し、取り出し口径、敷地内立上げ位置について】

(1)本管からの給水管取り出しについては開発行為の造成等を除き、原則メーター同口径とするが、φ13メータの場合はφ20で取り出しとすること。

(2)鋳鉄管、鋼管については穿孔後に密着コアを挿入すること。

(3)取出した給水管は原則、境界から敷地内1mで立ち上げる。施工箇所その他条件により困難な場合は協議をすること。

(4)給水管口径がφ30～φ50の場合は量水器までの継手は原則SKX継手とし、PEP（青ポリ）管の場合はEF（融着）継手とする。

(5)原則、新規に給水管を取出す場合は、1次側をPEP（青ポリ JIS規格）管とし、PEPφ50は青ポリ ISO規格管とする。施工条件等により困難な場合は協議をすること。

## ⑥【1次止水栓設置について】

原則は不要であるが下記の条件で設置とする。

(1)分岐部よりメーターボックスまでの距離が概ね20mを超える場合。

※メーター位置については、⑧【メーターの設置等について】の規定に準ずる。

(2)メーター口径がφ25以上の場合。

(3)集合住宅の場合。

(4)設置場所は原則、公道内とする。

- (5) 量水器1次側の補修バルブの使用は開発行為の造成工事等を除き、原則禁止とする。  
 (既設で補修バルブがある場合は残してよい。ただしコックは取っておくこと)
- (6) その他理由により必要な場合は事前協議すること。

### ⑦ 【メーター規格について】

安来、広瀬、伯太でメーター等が異なるのでガイドナット、メーターサイズに気をつけること。

地区	口径	メーターの長さ	ねじ種類
安来地区	13mm	ロング	金門
	20mm 以上		
広瀬地区	13mm	ショート	上水
	20mm 以上	ロング	
伯太地区	13mm	ショート	上水
	20mm 以上	ロング	

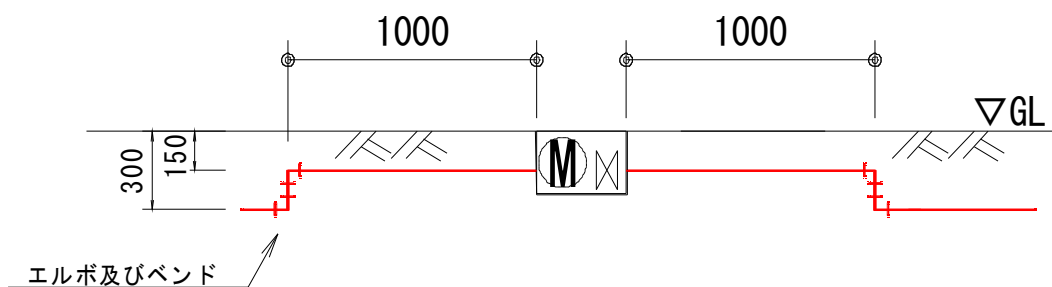
### ⑧ 【メーターの設置等について】

- (1) メーターの設置位置は本管の分岐点から最短で引き込んだ民地敷地内を基本とし、車両の導線上は避けること。また、隣接した境界線・構造物等より 30cm 以上は離隔をとること。  
 ただし、山間部は冬期の積雪により検針が困難な地区があり、検針を優先した箇所とするので、事前に協議をすること。  
 諸条件により上記箇所が困難な場合は、検針・維持管理が容易な箇所とし事前協議をしたうえで施工すること。
- (2) メーター前後の配管が芯ずれしたり、水平でない場合は将来の維持管理が困難となり、メーターが傾いたり、漏水・破損の原因となるので確認すること。  
 ※特に取り付けの際に幅の狭いもの、一次側・二次側のガイドナットが回しにくい位置にボックスが設置してあるもの等は施工をやり直してもらいます。
- (3) メーターの前後はメーター同口径で 1 m 以上の直管部を確保すること。**  
 メーター前後各 1 m 以内の TS エルボは原則使用禁止とする。ただし、修繕工事においては除外とする。  
 設置場所等により困難な場合は事前に協議すること。  
 ※特にメーターユニオンに直接曲げ継手を接続しないこと。
- (4) 伸縮管は規定の寸法まで伸ばして設置すること（黒線あり。伸び縮みが可能なように設置する）

### ◎給水管連結(例)

メーター付近での給水管連結及び、メーターボックスの据え付けを行う場合は、下図水道課指定標準配管図に基づいて行うこと。なお、修繕等により鉛管が発見された場合は漏水の原因となるので、他種管に布設替えを原則とすること。断水穿孔の場合は配水管に入った切りくずを除去、洗管、エア抜きをすること。

量水器付近配管標準図



### ⑨ 【メーターボックス規格・設置等について】

(1) メーターボックスの規格は「メーターボックス選定基準」に基づくこと。

※別紙1を参照

(2) 車両荷重が掛かる場所には設置しないこと。

(3) メーターライナー(メーター台)は2個程度設置し、底版より一定の距離を確保すること。

(4) メーターボックス前後には泥止めをボックス外に必ず設置し、ボックス内はメーター及び止水栓を土砂・碎石等で埋設しないこと。

### ⑩ 【止水栓(量水器直結)について】

(1) メーカーの指定無し。

(2) 原則はボール式とし、一次側は上水平おねじとすること。

(3) ハンドルを含めた製品全体の材質が砲金製であること(プラスチックは不可)

(4) 安来市の閉栓キャップが使用できないものは使用不可

※ハンドル外径 62mm 以上又はレバー式ハンドルのものが該当。

(5) φ 50mm はフランジ付き伸縮止水栓とし、φ 75mm 以上はソフトシール仕切弁であること

## ⑪ 【精算書の提出】

### 提出書類一覧

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 給水装置工事精算書         | (様式第3号)                 |
| (2) 給水装置工事精算確認チェックシート | (申請承認時に添付若しくはHP掲載)      |
| (3) 図面                | (縮尺 1/100、立体配管図はノンスケール) |
| (4) 写真                | (任意写真台帳)                |
| (5) 承諾書               | (様式第4～12号)              |

※申請時に提出していないもの及び追加のもの。

- (6) その他提出を指示したもの。

#### (1) 給水装置工事精算書

- ・工事完了後はすみやかに提出すること。  
現地検査等がある場合は施主に引き渡す前に実施日程を組むこと。
- ・申請時の竣工日から大幅に遅れることがあれば、その旨を連絡し協議すること。
- ・紙は厚紙を使用する(厚紙が無い場合は普通紙を2枚重ねる)。

#### (2) 給水装置工事精算確認チェックシート

- ・チェック項目を基に事前に確認漏れが無いか、現地及び精算図等との整合性がとれているか確認すること。  
現地チェック項目については、外構工事等によって確認が出来ない様にならないように十分注意すること。

#### (3) 図面

- ・平面図の縮尺は原則100分の1とする。
- ・立体配管図の縮尺はフリースケール。
- ・給水管の取出しをしたものは、本管から引込み箇所までの横断図。
- ・給水管を新規に取出し・分岐したものはオフセット寸法と基準点を図示すること。

※別紙 2、精算図記入例を参考

- ・基本的に精算書の裏面に図面を記入する(貼り付けでも可)。収まらない場合は別紙でも可。
- ・既設は青色、工事箇所は赤色で表記すること。
- ・井戸配管は緑等使用し、分かりやすくすること。
- ・仮設等は施工前後が分かるように表記すること。

#### (4) 写真

- 任意の写真台帳に貼り付け、写真状況の説明を記入すること。
- 取出し工事がある場合は、本管分岐からメーター一次側までの配管状況の写真を添付すること。(取出し工事をしていない場合は不要)
- メーター施設一次側、二次側の配管状況の分かる工事写真を添付すること。
- メーター施設が家屋等のどの場所に設置してあるか分かる遠景写真を添付すること。  
(メーター二次側のみの工事についても既設確認のため提出願います)
- メーターボックス内を接写した写真(メーター二次側のみの工事の場合は不要)
- 水圧試験を行っている状況、目盛り、指針の分かる写真。  
※ 別紙 写真例 参照
- その他、検査等において追加で写真提出をお願いする場合があります。

#### ⑫【水圧試験について】

新設、改造、修繕工事に関わらず、下記の施工箇所に従い水圧試験を行い品質を確保すること。また、その試験状況を写真で記録し提出すること。

(別紙3 水圧試験範囲図 参照)

箇所	圧力	時間
分水栓設置時(穿孔前)	0.75Mpa	1 分間以上
メーター止水栓一次側	0.75Mpa	1 分間以上
メーター止水栓二次側	1.75Mpa ※改造・修繕等により既設管が混在する場合は 0.75Mpa	1 分間以上
PB管・XPE管	メーカー指定圧力で行う	1 分間以上

### ⑬【現地検査】

- (1) 新設、メーター移設、自家水・井戸水・地元簡水からの切替えを行ったものについては必ず検査を行う。その他安来市が必要であるものと判断したものについては別途通知する。
- (2) 検査は外部を主とするが、宅内の検査も行う場合がある。
- (3) 配管確認のため敷地内を掘削し確認する場合もある。
- (4) 外溝工事後等で掘削できない箇所は工事写真で確認する場合があるので検査当日に持参すること。
- (5) 検査時にメーターボックス内は清掃し、裏蓋のプレートに必要事項を記載しておくこと。
- (6) 検査終了後は配管図面を給水装置所有者に必ず渡すこと。

### ⑭【その他】

工事完了後は以下のものを給水装置所有者に渡すこと。

- ・給水装置工事精算書の写し
- ・量水器保管証書の写し(受付押印済み)

○給水装置工事についての連絡先

水道工務課

TEL(0854)23-2021

FAX(0854)23-0554

## ⑮【参考資料】

### 別紙1

#### メーターボックス選定基準について

新規・修繕に伴い設置するメーターボックス選定基準について、下記のとおりとします。

##### ボックス選定基準

- ・メーカーの指定及びボックス蓋カラーの指定無し。
- ・蓋の取り外しが容易であること。
- ・底版及び泥止めがあること。
- ・後にボックスのかさ上げ調整が可能な製品であること。
- ・下記の口径別の作業必要寸法（L1・D1）以上のボックスであること。（例外は別途協議）

※大きすぎるボックスの設置は、設置場所の確保が困難な場合があること、設置者の費用負担が多くなること、山間部等の寒冷地では給水管凍結の恐れがあることを十分考慮してください。

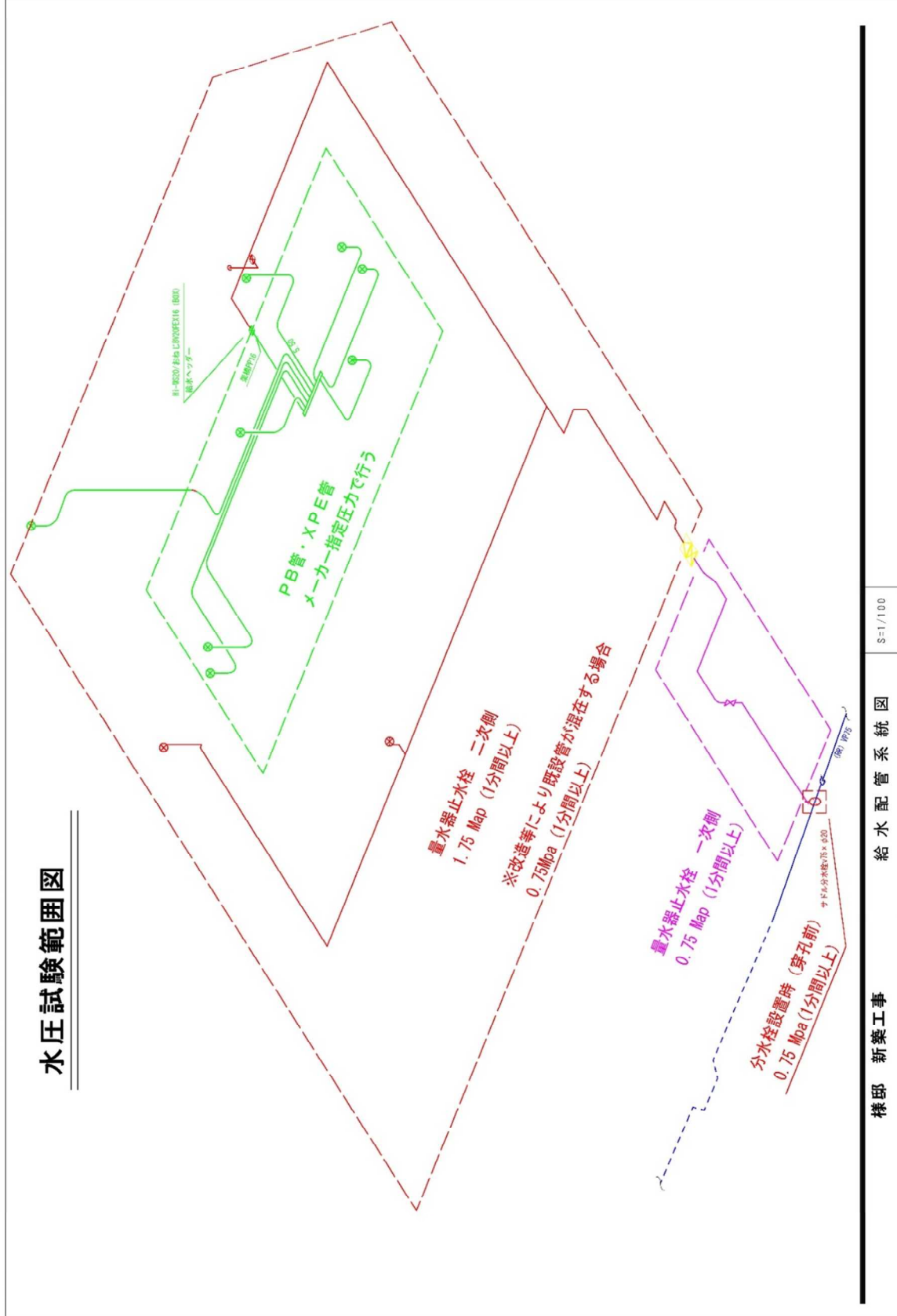
地区	口径	メーターの長さ	作業必要横寸法 L1(mm)	作業必要縦寸法 D1(mm)
安来地区	13mm	ロング	300mm 以上	170mm 以上
	20mm		350mm 以上	200mm 以上
広瀬地区	13mm	ショート	250mm 以上	160mm 以上
	20mm	ロング	350mm 以上	200mm 以上
伯太地区	13mm	ショート	250mm 以上	160mm 以上
	20mm	ロング	350mm 以上	200mm 以上
全地区	25mm		440mm 以上	200mm 以上



- ・ 鋳鉄製蓋、耐寒型蓋、φ30～φ100 を設置の際には協議してください。







**写真例**



〇〇邸 新築工事

サドル分水栓  $\phi 100 \times 20$

取付時水圧試験

0.75Mpa 一分間



**分水栓設置時  
0.75Mpa 一分間以上**



**写真例**

〇〇邸 新築工事

分水サドル～量水器一次側

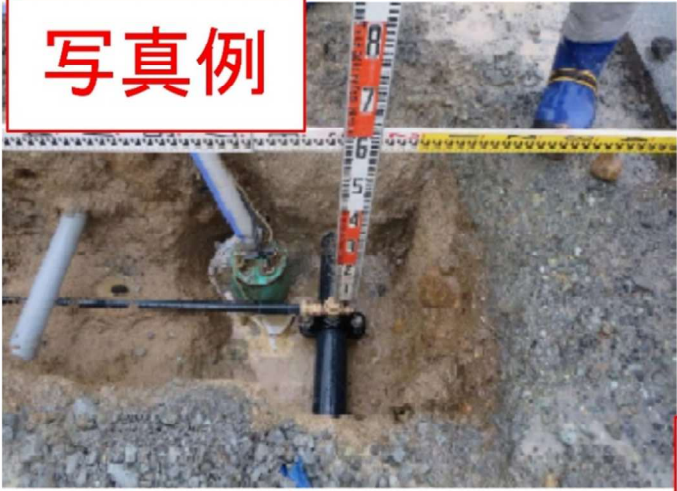
水圧試験

0.75Mpa 一分間



**量水器一次側  
0.75Mpa 一分間以上**

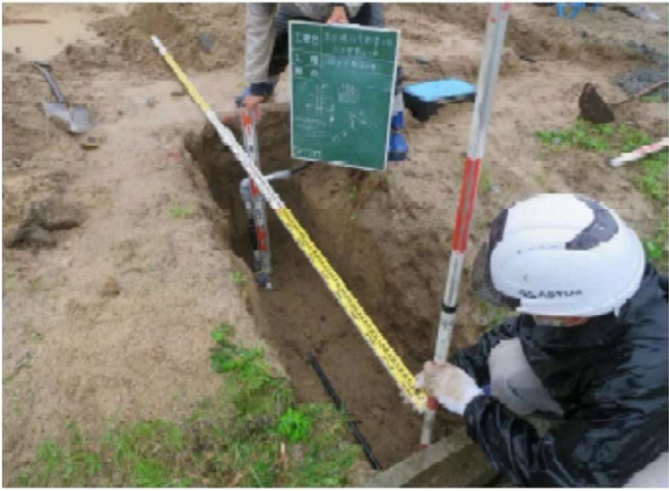
**写真例**



〇〇邸 新築工事

分水サドル～量水器一次側

配管状況



本管分岐から量水器一次側までの配管状況



量水器一次・二次側の配管状況

## 写真例



〇〇邸 新築工事

屋外

HIVP  $\phi 20 \cdot \phi 13$

水圧試験

1.75Mpa 一分間



量水器二次側 1.75Mpa 一分間以上

※改造等により既設管が混在する場合は0.75Mpa 一分以上

PB管・XPE管はメーカー指定圧力による

**!! 水圧試験を掛けた箇所ごとに写真をつけること !!**



〇〇邸 新築工事

量水器ボックス内状況

量水器ボックス内  
を接写した写真



メーター設置状況

量水器が家屋の  
どの位置あるかわ  
かる写真

## 安来市給水装置工事施工説明資料 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">表紙</p> <p style="text-align: center;">令和8年4月改訂</p> <p style="text-align: center;">8ページ</p> <p>⑤【取出し、取出し口径、敷地内立上げ位置について】                      (1)～(3)                      (4) 給水管口径がφ30～φ50の場合は量水器までの継手は原則SKX継手とし、<b>PEP(青ポリ)管の場合はEF(融着)継手</b>とする。                      (5) 原則、新規に給水管を取出す場合は、1次側をPEP(青ポリ <b>JIS規格</b>)管とし、<b>PEPφ50は青ポリISO規格</b>とする。施工条件等により困難な場合は協議をすること。</p>	<p style="text-align: center;">表紙</p> <p style="text-align: center;">令和7年4月改訂</p> <p>⑤【取出し、取出し口径、敷地内立上げ位置について】                      (1)～(3)                      (4) 給水管口径がφ30～φ50の場合は量水器までの継手は原則、SKX継手する。                      (5) 原則、新規に給水管を取出す場合は、1次側をPEP(青ポリ)管とする。施工条件等により困難な場合は協議をすること。</p>	<p style="text-align: center;">(変更)</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p> <p style="text-align: center;">(追記)</p>